

平成 27 年 2 月 13 日

厚生労働大臣
塩 崎 恭 久 殿

東京都議会自由民主党
幹事長 村 上 英 子

地域医療構想に関する緊急要望

世界に類を見ないスピードで少子高齢化が進むわが国において、将来にわたっていつでも誰もが医療を受けられる安心社会をつくっていくためには、より効率的で質の高い医療提供体制を構築していかなければなりません。

こうした中、国は、医療法を改正し、平成 26 年度から、有床診療所を含む医療機関に病棟単位の医療機能の報告を義務付けるとともに、平成 27 年度以降、都道府県においては、4 つの医療機能別に必要量を盛り込んだ地域医療構想を策定することになりました。

しかし、わが国の医療の現状を見ると、都道府県毎に医療需要や医療提供体制は様々であり、地域特性も異なっていることから、全国一律の基準の下に、地域医療構想を策定することは困難と言わざるを得ません。

東京都の状況をみると、人口が集中し公共交通機関が発達しているため医療圏を超えた受診行動がみられること、中小病院を中心とした民間病院が集積していること、通勤・通学等により都心部では多くの昼間人口を抱えていること、特定機能病院が多く存在しているため高度医療を求めて全国から患者が流入していることなど、他の道府県とは異なる大都市特性があります。

現在、国は、「地域医療構想策定ガイドライン等に関する検討会」において、ガイドラインの内容を検討していますが、ガイドラインは、各都道府県が、それぞれの地域の特性や実情を踏まえた地域医療構想を策定できるようにすることが必要です。また、日本最大の医療集積地である首都東京の強みを最大限活かし、わが国全体の医療の向上を図るような視点も不可欠であります。

よって、東京都議会自由民主党は、下記の事項を踏まえてガイドラインを策定するよう、強く要望します。

記

- 1 大都市に集積している大学病院本院などの特定機能病院の病床については、地域医療構想における機能分化と切り離れたものとする。
- 2 今後、高齢者の絶対数の急増が見込まれ、2025 年以降も医療需要が増加し続ける大都市部においては、人口構造の特性を十分に加味すること。
- 3 人口の集中や高度な医療機能の集積など、大都市の特性を十分に反映できるよう、ガイドラインは弾力的な運用を認めるものとする。